

# ハローワークとの連携について

～平成28年度就労準備支援事業従事者養成研修資料～

平成28年9月26日(月)



埼玉労働局 職業安定部  
地方訓練受講者支援室長

渋沢 修一

埼玉労働局

## 本日 お話すること

- 職業安定行政（ハローワーク）の役割  
⇒ハローワークの組織・職業紹介業務
- ハローワークの職業紹介  
⇒職業紹介業務の「基本のき」  
⇒職業紹介の流れ
- 生活困窮者等に対する取り組み（連携）  
⇒生活保護受給者等就労自立促進事業の状況  
⇒生活困窮者等に対する就労準備状況の判断

埼玉労働局

# 職業安定行政(ハローワーク)の役割

## ■ ハローワークの役割

○ ハローワークは、地域の総合的雇用サービス機関として、

◆仕事を探している人（求職者）と人材を探す会社（求人者）  
を結びつける**職業相談・職業紹介業務**

◆労働者が失業した場合の失業等給付を支給する**雇用保険業務**

◆障害者・高齢者などの就職促進（**雇用対策業務**）

などの業務を一体的に実施。

雇用のセーフティネットとして中核的な役割を果たしている。

# ■ 公共職業安定所（ハローワーク）とは（参考）

<b>1. 設置数</b>	544所(本所 436所 出張所 95所 分室 13室)(平成27年度)
<b>2. 人員体制</b>	職員数 10,917人 相談員数 15,563人
<b>3. 所掌事務</b>	1) 職業紹介 職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務 再就職支援業務等 2) 雇用保険 雇用保険適用、失業認定・給付業務等 3) 雇用対策 障害者・高齢者雇用企業指導業務、助成金業務 等

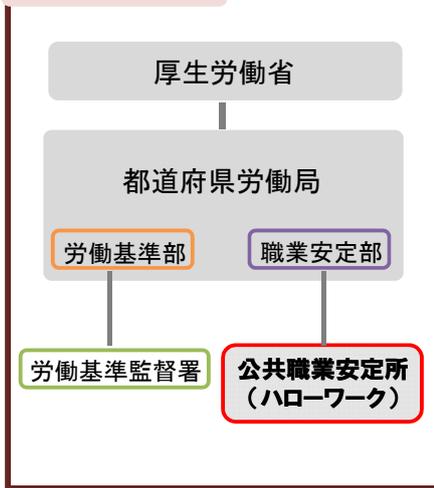
(求職活動の様子)



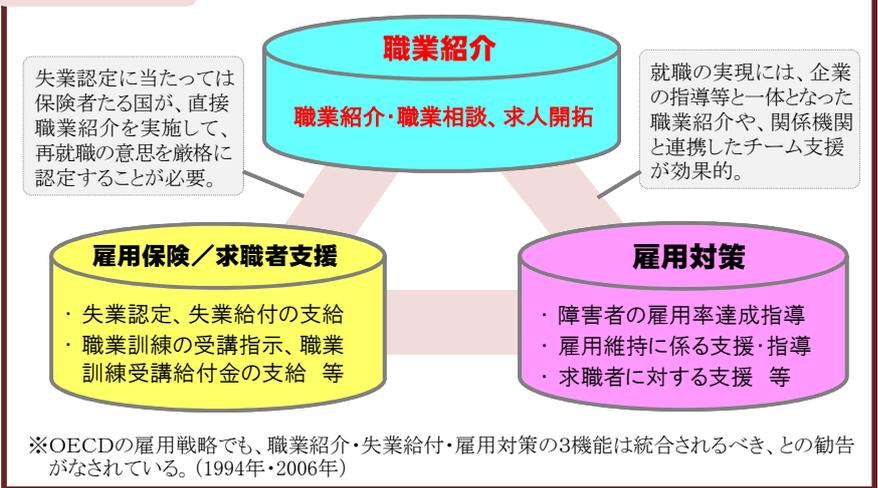
(職業相談の様子)



## 組織の位置づけ



## 主な所掌事務



# ■ ハローワークにおける職業紹介とは

○ 職業紹介は、ハローワークの根幹となる業務

○ ハローワークは、仕事を探す人に対する「求職者サービス」と、人材を探す会社に対する「求人者サービス」を組み合わせ、求職者と求人者を結びつけることが仕事

### 【職業安定法第4条第1項】

「職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。」

○ ハローワーク(職業安定行政)はよく、利用者サービスを展開するという意味で、「サービス行政」と言われています。

## ■ 求職者サービスのポイントⅠ（職員向け資料）

### ◇ 「求職申込書」の受理

○求職申込書の点検・・・未記入や不備は職員が求職者に質問しながら補足記入・訂正する。

重視する希望条件（譲れない・こだわる・優先する）を的確に把握する。

○ハローワークカードの交付・・・求職申込が受理されるとハローワークカードが交付されます。全国のハローワークで利用できます



### ◇ 職業相談の中で①（初回・再来相談）

○求職者の特性・状況の把握

point

求職者の状態（ニーズ）は常に化する！

- ① **求職者の特性** 「障害者」「高齢者」「雇用保険の受給者」などの属性の把握
- ② **緊要度** 就職を急ぐ程度とハローワークの相談・紹介等支援への期待度から把握
- ③ **求職者の状態（ニーズ）** 求人に対する希望条件（職種・賃金・時間など）の把握

## ■ 求職者サービスのポイントⅡ（職員向け資料）

### ◇ 職業相談の中で②（初回・再来相談）

○求職者の特性・ニーズに応じた相談・援助

**A 求人情報提供サービス** 求人情報の提供  
(求人情報提供端末の利用案内)



**B 課題解決支援サービス** 就職のための課題を解決する取組（自己・仕事等の理解）

**C あっせんサービス** 求職・求人の適合性の確認、事業所情報の提供 ⇒ 求人の提案



個別指導・各種セミナーなどHWサービスメニューによる支援

具体的な求人の提案・紹介(早期あっせん等)

## ■ 求職者サービスのポイントⅢ（職員向け資料）

### B 課題解決支援サービス

- ア 自己理解に係る支援
- イ 仕事・職業に関する理解に係る支援
- ウ 希望条件の設定に係る支援
- エ 応募活動の方法に係る支援
- オ 求人検索と応募先求人の決定に係る支援

#### ○ 求職者のミスマッチを解決する方法として、およそ次のようなものが考えられます。

- ① 本人の求職条件を、労働市場の現状に適合するように変更できないか検討する（求職条件緩和）
- ② 職業訓練等によって本人の職業能力の向上を図る（能力開発）
- ③ 本人の希望する求人条件を、本人の条件に適合するように緩和できないか求人者に打診する（求人条件緩和）
- ④ 求人条件に適合するような求人を開拓する（求人開拓）

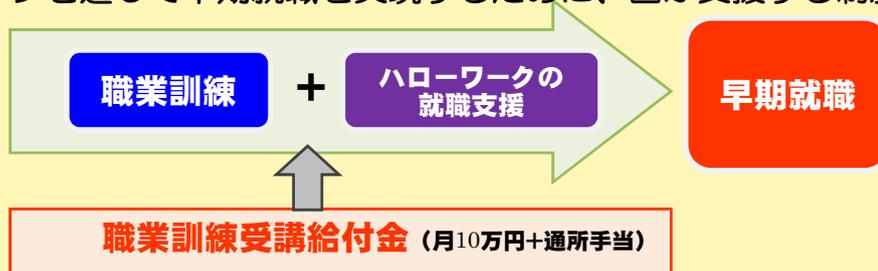
### C あっせんサービス

- ア 求職と求人の適合性の確認
- イ 求人票以上の事業所情報の提供
- ウ 求人の提案
- エ 職業紹介

## ■ 求職者サービスのポイントⅣ

### ◇ 求職者支援制度

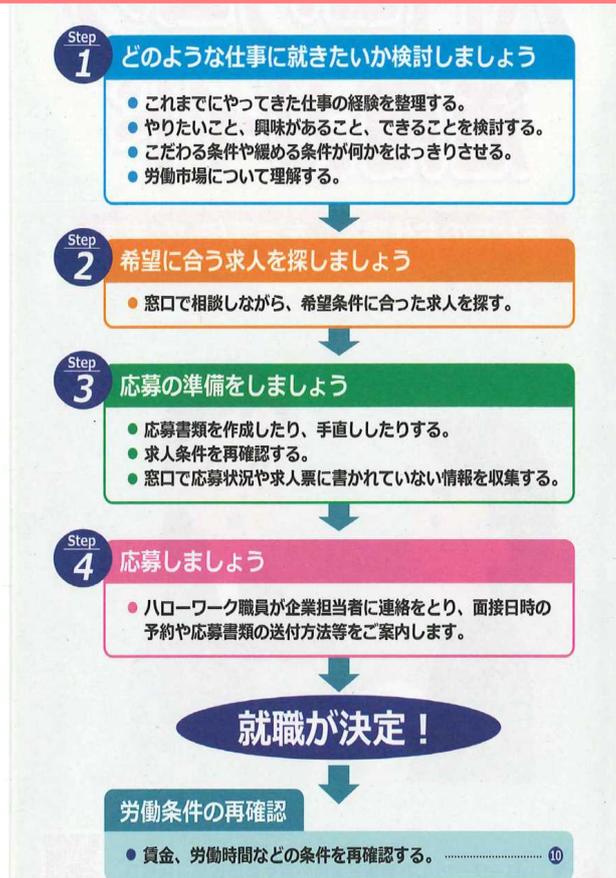
○ 「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。



求職者支援訓練	基礎コース	訓練期間   2か月から4か月 最初の1か月間の「職業能力開発講習」でビジネスマナーや コミュニケーションの方法、就職活動の方法などを集中的に習得した上で、基礎的な職業スキルを身につける、短期間のコースです。
	実践コース	訓練期間   3か月から6か月 基本的能力、特定の仕事に必要な実践的能力の習得を目指すコースです。IT、事務、医療事務、介護、林業、デザイン、建築、美容コースなどがあります。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料\*で受講できます。  
\*テキスト代などは自己負担になります。
- 訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。
- 一定要件を満たせば、訓練期間中月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

## ■ 就職活動のプロセス



## ■ 職業相談の『質』の向上・・・

### 【職業相談の質の向上を図るためには】

「キャリアコンサルティング」の技法を活用することが有用

- ① 本人の抱える課題の理解に努めながら、職務経歴の棚卸しなどの「自己理解を支援」する。
- ② 職業の内容についての助言を行う「仕事・職業理解の支援」をする。

### 仕事を知る

○職業紹介とは、「人」と「仕事」の結合（マッチング）を促進する方法ですので、それを的確に行うためには、「人」と「仕事」の両方について良く知らなければなりません。

○「仕事」に関する専門的知識を持ち、求職者・求人者に的確なアドバイスをできるということは、ハローワークに携わる職業人の基本中の基本といえます。

## ■ 職業紹介のポイント【整理】

### ■ 「初回相談」の重要性

⇒初めての相談である程度の課題を把握  
(支援プランの作成へ・・・)

⇒求職申込書の情報から紐解いていくのが職業相談

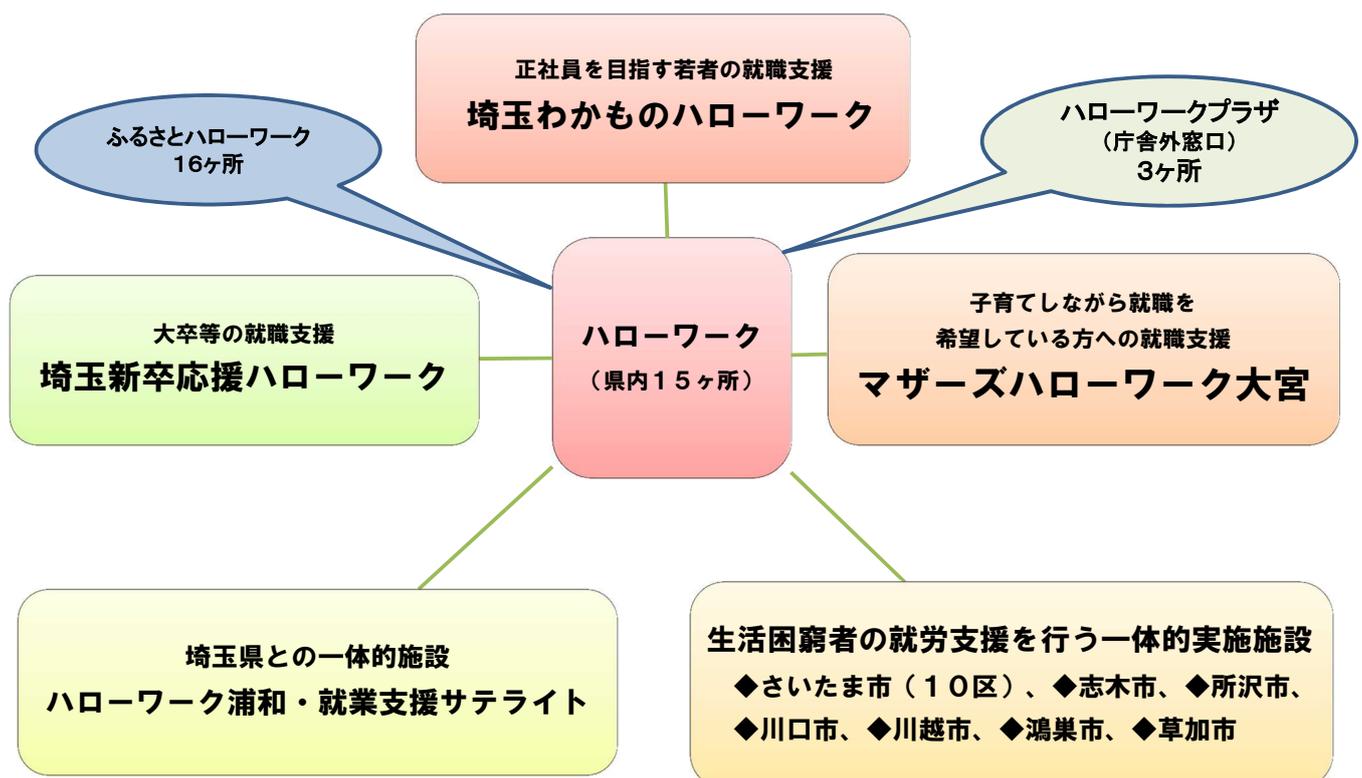
⇒3者面談は大切・・・チーム支援！

⇒仕事を理解してこそ「職業の紹介」

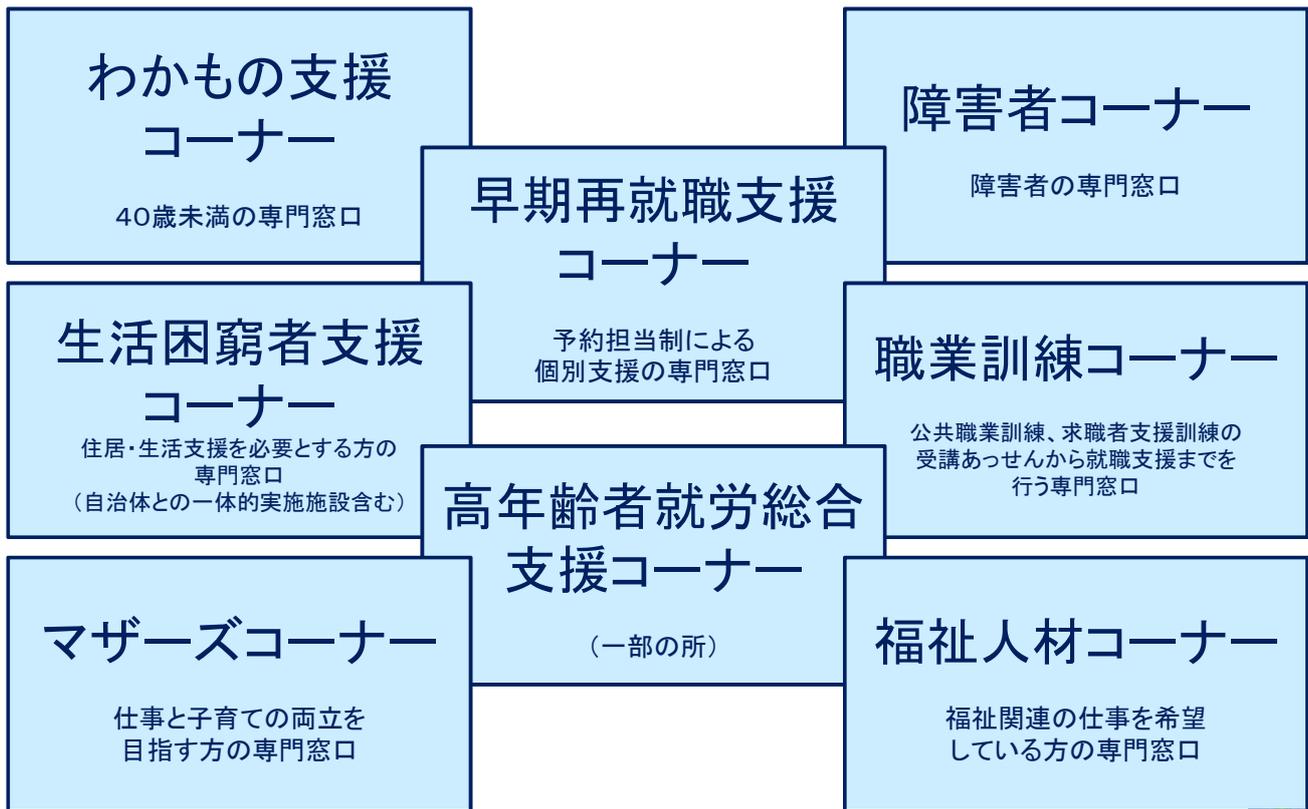
★課題解決は『情報の共有』から

継続相談は力なり？

## ■ 求職者の態様に応じたハローワークの専門施設・附属施設等（埼玉局の例）



## ■ ハローワークにおける専門支援コーナー（埼玉局の例）



## ■ 求人受理の状況

### ■ 職業安定法では…

公共職業安定所及び職業紹介事業者は、**求人**の申込みは**すべて受理しなければならない**。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。《職業安定法第5条の5(求人)の申込み》

### 《求人に関する基本情報》

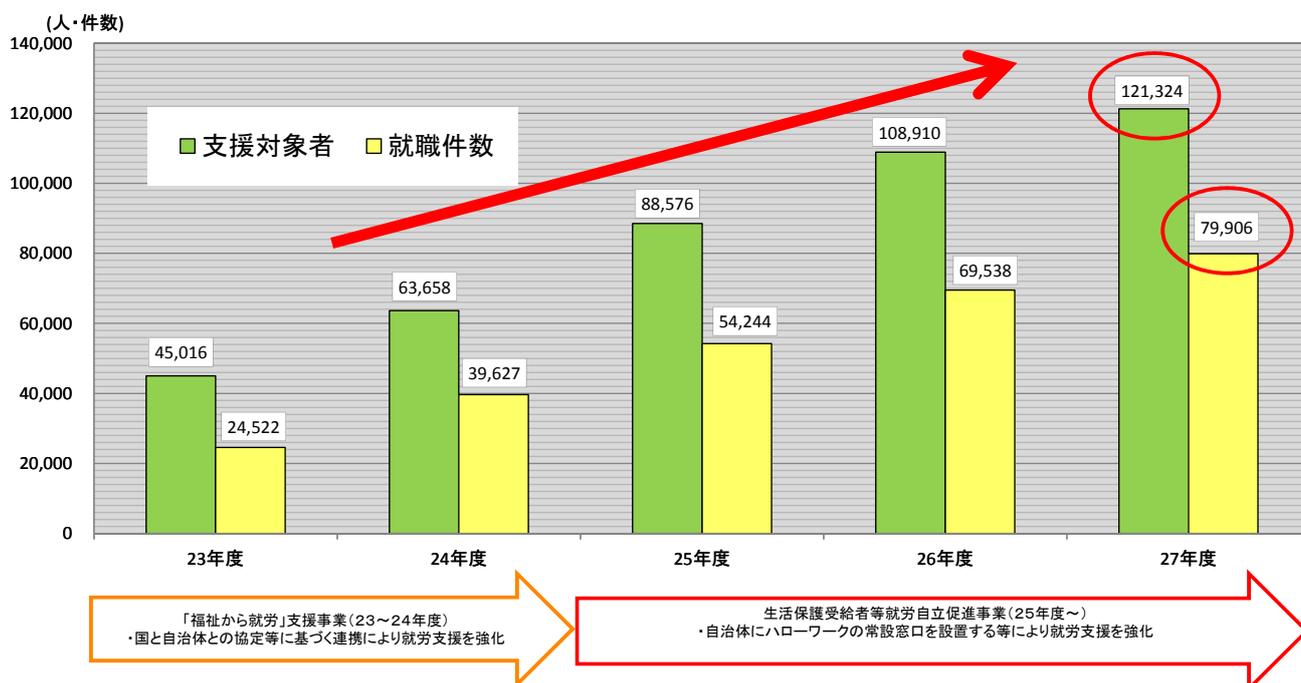
- ① 求人は日々受付(月～金)→故に日々動きあり
- ② 有効期間は受理月の翌々月末日(最大3ヶ月)→充足すれば取り消される可能性あり
- ③ 基本は職種別、就業地別
- ④ 全国ネットワークを最大限に活用
- ⑤ 有効求人倍率を算出する基礎資料(地域差)



# 生活困窮者等に対する取り組み

## ■ 生保事業等の実績の推移（平成27年度：全国）

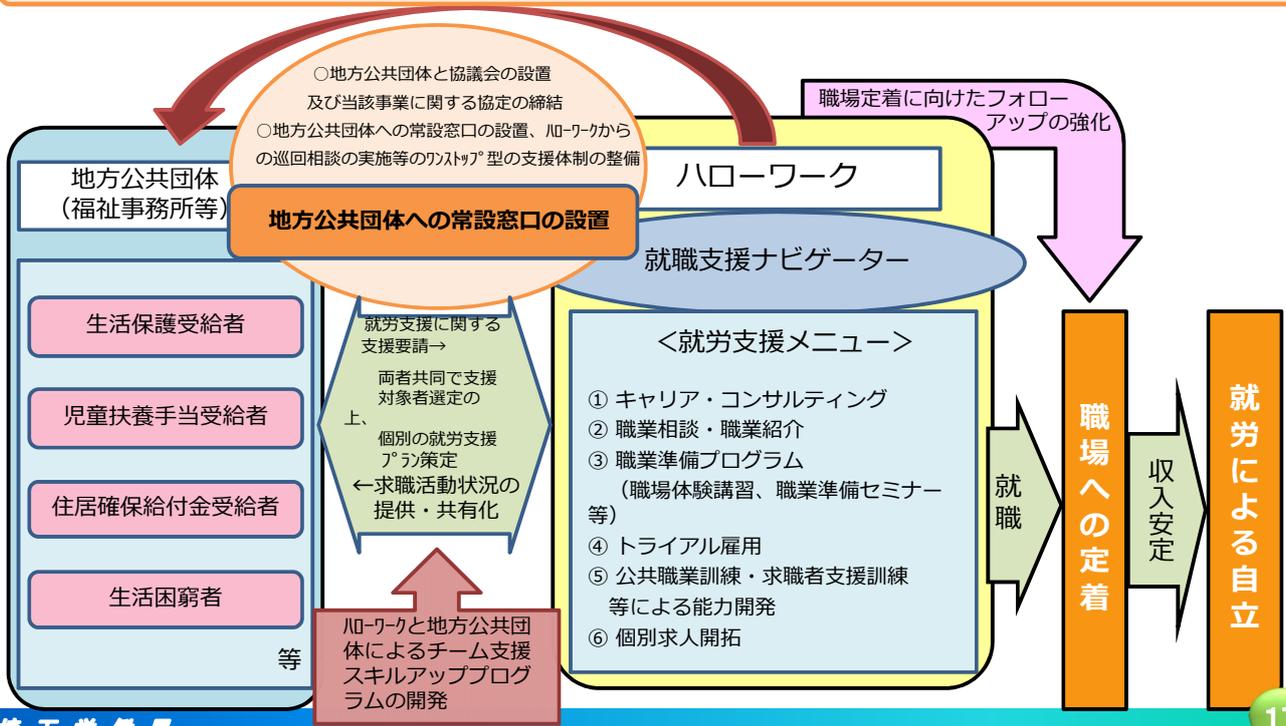
ハローワークと自治体のチーム支援による当事業は、平成23年度から両者の協定に基づき連携基盤を強化し、平成27年度の実績は前年度を上回るペースで推移し、就職率も6割以上となっている。



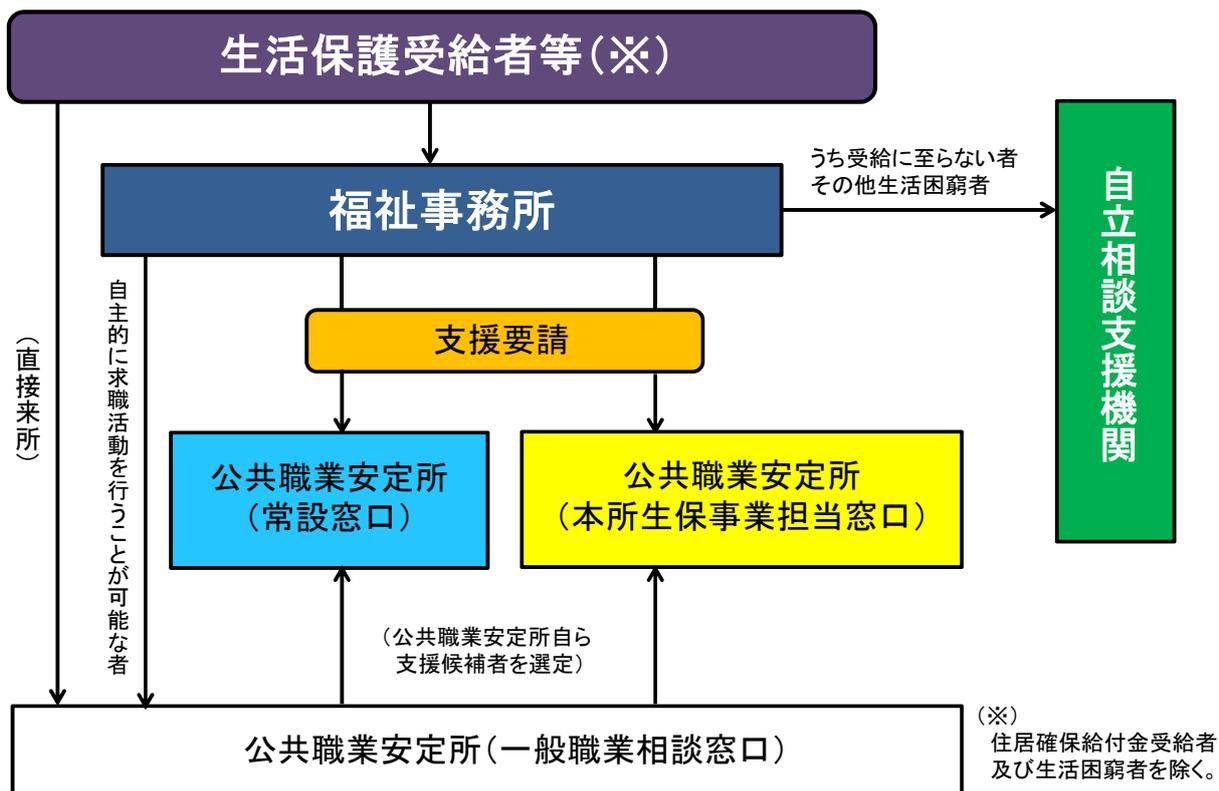
※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者が含まれている。

# 生活保護受給者等就労自立促進事業について

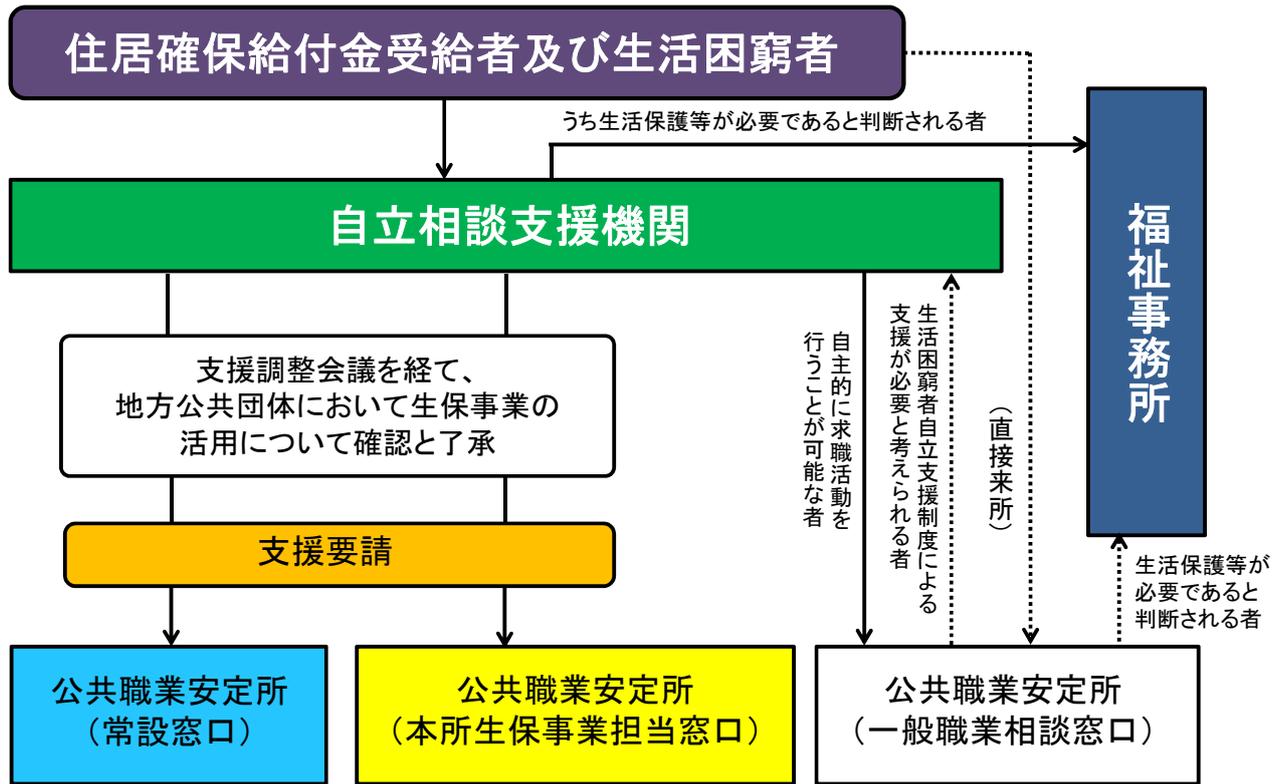
労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたところ。  
 生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法に伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



# 生活保護受給者等の支援の流れ



# 住居確保給付金受給者及び生活困窮者の支援の流れ



# 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援要請の流れ

## ◇支援候補者の選定

○生活保護受給者及び児童扶養手当受給者は、福祉事務所及び安定所の双方から支援候補者の選定が可能

○住居確保給付金受給者及び生活困窮者は、自立相談支援機関が支援調整会議などを踏まえ、支援候補者を選定  
 ※要請書、個人票A(生保事業への同意書含む)及びプラン(写し)を安定所へ送付

支援対象者※1	福祉事務所等又は自立相談支援機関 → 安定所		
	個人票A(要請書含む)	プラン兼事業等利用申込書	個人票A(安定所用)(連絡書含む)
1 生活保護受給者(中国帰国者を含む)	○		○
2 児童扶養手当受給者	○		○
3 住居確保給付金受給者	○	○	
4 生活困窮者	○	○	
5 総合支援資金貸付利用者	○		○
6 臨時特例つなぎ資金貸付利用者	○		○
7 東日本大震災被災者向け施策利用者	○		○
8 生活保護の申請段階にある者	○		○
9 児童扶養手当の申請段階にある者	○		○
10 住居確保給付金の申請段階にある者	○	○※2	

※1 安定所が、福祉事務所等からの支援要請とは別に、安定所自ら支援候補者を選定できる対象者。  
 ※2 住居確保給付金の申請段階にある者は、自立相談支援機関から3又は4の対象者となった場合に必要。  
 (注) 生活保護相談・申請者が生活保護受給に至らなかった場合は、福祉事務所から自立相談支援機関へ誘導されることとなるが、福祉事務所が安定所へ誘導したい意向がある場合は、福祉事務所からの支援要請は可。(個人票A(安定所用)は不可)

個人票 A (別添4-2)

福祉部門(福祉事務所等)の名称 所在地 (表裏)

福祉部門担当コーディネーター名 電話番号

氏名 生年月日 略・年 受給者番号

現住所 電話番号

就労経験  なし  あり

就労時期 平成 年 月 ころまで累計で約 年間

仕事の内容  無職等  商売  臨時・有定  介護

理由  その他( )

就労意欲  十分に就職(転職)したい  良い条件のものがあれば就職(転職)したい  就職(転職)について考えてみたい  今は就職(転職)する気持がでないが、いざ考えたい  その他( )

希望する仕事の内容 (職種・仕事内容など)

プラン兼事業等利用申込書

ID プラン作成日 平成 年 月 日

作成機関  福祉  再プラン( ) 項目 プラン作成担当者

ふりがな 性別  男性  女性  ( )

氏名 生年月日  大正  昭和  平成 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

■目標(目指す姿)※ <本人が設定>

長期目標	本プランにおける達成目標

■プラン※ <これに基づき事業を行うことで、自立相談支援機関や福祉事務所等が行うことや、本人が行うことも含めて記入>

実施すること	備考(関係機関・期限・頻度など)	誰に委託( ) 事業等 (担当者)
(本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)		

# 生活困窮者における 「就労準備状況の判断」について

## ■ 就労準備判断の必要性

### 生保事業の支援対象者の範囲

#### 『就労に向けた準備が**一定程度整った者**』

⇒支援対象者の就労意欲や就労の阻害要因を、福祉事務所等の就労支援員等やハローワークの就職支援ナビゲーターが的確に把握し、一人ひとりの就労の準備状況に応じた適切な支援を実施することが必要。

#### 『**一定程度整った者とはどの程度を指すか・・・**』

### 一定の「判断基準」を設定

⇒「一定程度」の捉え方は支援者により様々であるため、必ずしも**一定程度の準備が整っているとは言えない者が誘導される**という問題点が挙げられてる。  
そのため、就労に向けた準備が「一定程度」整った状態について支援者が多面的に捉えられるようにし、**支援者同士が共通の認識を持ちやすく**することで、福祉事務所等からハローワークへの円滑な誘導を促進。

就労準備状況チェックリストを作成(平成27年3月)

## ■ チェックリストの概要

### チェックリストの使用者

- ⇒ハローワーク就職支援ナビゲーター
- ⇒福祉事務所のケースワーカー
- ⇒自立相談支援機関の就労支援員 等

### 使用する時期（タイミング）

- ⇒福祉事務所等からハローワークに支援対象者を送り出すとき
- ⇒ハローワークが福祉事務所等から支援対象者を受け入れたとき
- ⇒支援対象者を受け入れてから、しばらくして今後の支援策を検討するとき 等

### チェックリストの構成

- ⇒チェックリスト本体は**20項目**の設問
- ⇒各項目は**5段階で評価**、総計100点で点数化
- ⇒「あてはまる(5点)」・「ややあてはまる(4点)」・「どちらともいえない(3点)」・「あまりあてはまらない(2点)」・「あてはまらない(1点)」
- ⇒支援の流れに沿って、**4項目ずつ5分野に分けて、分野ごとの小計も評価**

## ■ チェックリストの項目

分類項目	設問No.	質問項目
就労準備の基礎	1	支援者と約束した面談の日時を守ることができる
	2	支援者と約束した面談に遅刻したり、欠席する場合、事前に連絡できる
	3	これまでに、どのような仕事をしてきたのか、説明できる
	4	携帯電話を持つなど、求人事業所から連絡を受けるための準備ができる
就労支援を受ける際の姿勢	5	ハローワークのナビゲーターによる個別支援を受ける必要性を理解できる
	6	支援者との面談で、適切な言葉づかいができる
	7	支援者の助言に、素直に耳を傾けることができる
	8	支援者から紹介された求人を、前向きに検討できる
自分自身の理解と今後の展望	9	退職や失業の経緯をふり返り、その原因について考えてみるることができる
	10	求人の情報から、その求人事業所がどのような職場(仕事内容や職場環境)なのか、想像できる
	11	仕事をすると、どのようなよいこと(健康、経済的自立、社会貢献、生きがい等)があるのか、想像できる
	12	経験や仕事の実績と関連づけて、希望する求人を選択した理由が説明できる
自分に合った働き方の理解	13	これから、どのような労働条件(賃金、労働時間、勤務地等)で働きたいのか、説明できる
	14	自分の生活環境(介護、育児、通院等)に合った働き方を説明できる
	15	支援者に、働く上で配慮が必要な事項を相談できる
	16	自分の体調や生活のリズムに合わせて、無理なく通える地域で、求人を探すことができる
就労への積極的な姿勢や柔軟性	17	思い通りにならないことがあっても、前向きに考えることができる
	18	新聞や雑誌の求人広告など、身の回りにある求人情報に注意を向けることができる
	19	目的意識を持って、仕事探しができる
	20	これまでの仕事の経験をふり返り、何ができて何ができないのか、検討できる

## ■ チェックリストの見方

### チェックリストの点数

- ⇒ 総計の点数はその**支援対象者の就労に向けた準備の指標**を示す
- ⇒ 試行調査の結果では、**ほとんどが50点以上**(100点満点中)
- ⇒ 全体でみると60点以下の就職率が低くなっている

**概ね55点以上が送り出し、受け入れの『客観的指標』**

全国一律の基準という訳ではなく、地域の実情に応じて客観的指標に満たない支援対象者であっても**必要性が認められた場合はハローワークで受け入れる**こともあり得るなど、**臨機応変な対応が求められ、機械的な取り扱いにならないよう十分な注意**が必要。

### チェックリストの効果

- ⇒ 支援対象者の**「強み・弱み」**を発見(分野別の評価)
- ⇒ 支援対象者にフィードバックすることで**意欲の向上**を図る

**『職員向け研修資料』としても活用してください**

## ■ 鶴ヶ島市生活サポートセンター（生活困窮者自立相談支援センター）とハローワーク川越との連携及び支援事例 I

### ◇ 巡回相談の実施

- 平成25年8月からHW川越の就職支援ナビゲーターが、生保受給者等の巡回相談を鶴ヶ島市役所にて毎週木曜日に実施。平成27年4月からは自立相談支援機関における生活困窮者等も対象。
- 巡回相談実施状況（平成27年度）

新規求職者数	相談件数	紹介件数	就職件数
15	60	27	12

### ◇ サポートセンターの就労支援員との連携（役割分担）

- 相談者の生活・家庭環境等の相談（家計相談や心理サポート）
- HW巡回相談の依頼や情報共有・事業所訪問や面談同行等

## ■ 鶴ヶ島市生活サポートセンター（生活困窮者自立相談支援センター）とハローワーク川越との連携及び支援事例Ⅱ

### ◇ 支援事例

- 支援対象者  
40歳代 女性（母子家庭の母）、子供2人
- 支援の経過

離婚のため生活が困窮となり生活保護受給者となる。パートで介護補助の仕事をした経験があったが資格がないため、市福祉事務所からハローワークへと誘導されて職業訓練受講給付金を活用しながら介護職員初任者研修の職業訓練を受講する。

訓練受講後に市就労支援員との面談で、福祉事業所Aに週3日（食事介助等のデイサービス）の就労訓練（中間的就労）として雇用される。その後、高齢介護施設Sに正社員として就職。就職して約2か月後には生活保護を脱却したが、仕事上でのトラブルをきっかけに介護職以外として事務職への転職希望が強まり、仕事を続けながらハローワークの巡回相談（毎週木曜日）を利用する。

事務職での相談と同時に介護職の不安要素を取り除く相談も進め、徐々に介護職への自信が高まり、現在ではケアマネージャーの資格を目指したいと意欲的に在職中。

## ■ 最後に（今後求められること）

### 支援対象者に関する情報の共有化

- ① 「本人の同意」のもと、就職に向けての阻害要因、その解決方策の共有  
⇒支援ツールの活用
- ② 就職に向けての目標時期、応募書類等の準備状況、応募企業の具体的な内容、採否結果等の共有
- ③ 再離職時の原因と再就職活動にかかる問題点等の共有

### 関係機関の「顔」の見える連携

- ① 支援対象者のレベルを把握するための「目線」の共有
- ② ハローワークとの「ネットワーク強化と共同」
- ③ 「たらい回し」は禁物！

**「チーム支援」を大切に！**

ご清聴ありがとうございました。



厚生労働省 埼玉労働局 職業安定部  
地方訓練受講者支援室